

各位

### 遺伝子組換え体の不適切な処理について

小野薬品工業株式会社（本社：大阪府中央区、代表取締役社長：相良 暁）は、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」（カルタヘナ法）の施行に伴い、同法律に基づき社内に安全委員会を設置し、遺伝子組換え実験の適正な管理に努めてきておりますが、今般、同法律の遵守状況を自主点検した結果、弊社の水無瀬研究所（大阪府）において、2008年12月から本年5月の間に、拡散防止措置をとるべき遺伝子組換え体を含む可能性のある廃棄物（遺伝子組換え実験に用いた実験器具）の一部について、社内規則に定めた不活化処理を行わず、産業廃棄物として廃棄処理した法令逸脱事例があったことが判明いたしました。

弊社は本件について、判明後速やかに監督省庁である文部科学省に報告を行い、同省の指導に基づき廃棄物による環境への影響を調査すると共に、当面の拡散防止策として当該実験を中断いたしました。また、関連部署を対象とした遺伝子組換え実験に関する教育研修を実施いたしました。なお、当該廃棄物は、不活化処理が行われていなかったものの、専用容器で密封して運搬され、委託先の処理工場において焼却・高温処理が行われたことが確認されたため、これらの廃棄物中の遺伝子組換え体による一般環境への影響はないと判断しております。

弊社では、上記のカルタヘナ法逸脱事例を起こした原因について、遺伝子組換え実験に関する研究所員への教育が徹底されなかったことによる一部研究員の認識不足があったものと考えており、このような事態を招きましたことを厳粛かつ重大に受け止めるとともに、深くお詫びを申し上げます。

また、弊社では、以下の再発防止策を徹底し、今後同じ事態を繰り返さないように取り組んでまいります。

- ① 遺伝子組換え実験の基本知識に関する教育訓練を毎年実施するとともに、遺伝子組換え実験担当者を登録制とし、具体的な操作・処理方法について指導します。
- ② 実験担当者が遺伝子組換え実験扱いとすべき試薬を確認できるよう、法律で規制される試薬等のデータベースを作成し、社内の安全委員会が使用状況を確認できる管理体制を構築します。

以上

本件に関するお問い合わせ先

小野薬品工業株式会社 広報室

TEL：06-6263-5670

FAX：06-6263-2950